



下請法ガイドラインの改正について

1. はじめに
2. 下請法規制の概要
3. 下請法ガイドラインの改正

弁護士 劉 奔

1. はじめに

下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」といいます。)は、下請取引の公正と下請事業者の保護を目的とした法律であり、また同法は、独占禁止法上の禁止行為である不公正な取引方法の一つの「優越的地位の濫用」について、簡易・迅速に処理することを目的とする法律でもあります。

近時において、長引くコロナ禍や原油をはじめとするエネルギーコスト及び原材料価格の高騰は、企業間の取引に甚大な影響を与えており、行政における価格転嫁の円滑化に向けた下請法の執行強化の取り組みが見られるなか、令和 4 年 1 月 26 日に「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(以下「下請法ガイドライン」といいます。)が改正されました。以下、その概要を説明します。

2. 下請法規制の概要

下請法は全部で 12 条から構成され、以下のように整理することができます。

- ① 下請法の適用範囲: 下請法 2 条
- ② 親事業者の義務: 下請法 2 条の 2、3 条、4 条の 2、5 条
- ③ 親事業者の禁止行為: 下請法 4 条
- ④ 違反した場合の措置: 下請法 6 条、7 条、10 条、12 条

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2021

下請法遵守にあたっては、①対象となる取引が下請法の適用範囲に含まれるかの確認とともに、下請法の適用がある取引の場合には、②親事業者の義務及び親事業者の禁止行為に違反していないか、という2つの視点が欠かせません。その判断に役立つものとして下請法ガイドラインがあります。

(1)下請法の適用範囲

下請法の適用範囲は、取引内容と取引当事者の資本金の額の両面から決まります。

まず、取引内容について、下請法の適用がある取引は、製造委託(下請法2条1項)、修理委託(同条2項)、情報成果物作成委託(同条3項)及び役務提供委託(同条4項)です。これら4つの委託取引の類型に該当しない取引には下請法の適用がありません。また、上記4つの取引類型に共通するのは、委託取引という点であり、売買取引には下請法の適用がありません。なお、委託取引と売買取引は、「給付に係る仕様、内容等」の指定があるかどうか(下請法ガイドライン第2に定める「委託」の定義参照。)で区別されるものであり、契約書の名称で決まるものではない点もご注意ください。

次に、取引当事者間の資本金の額については、取引内容に応じ、下表のとおり定められています(下請法2条7項、8項)。

取引内容	親事業者	下請事業者
製造委託、修理委託、情報成果物作成委託(プログラム作成に限定)及び役務提供委託(運送、倉庫における保管、情報処理に係る役務提供委託に限定)の場合	資本金3億円超の法人	資本金3億円以下の法人又は個人
	資本金1千万円超3億円以下の法人	資本金1千万円以下の法人又は個人
情報成果物作成委託(プログラム作成以外のもの)及び役務提供委託(運送、倉庫における保管、情報処理に係る役務提供委託以外のもの)の場合	資本金5千万円超の法人	資本金5千万円以下の法人又は個人
	資本金1千万円超5千万円以下の法人	資本金1千万円以下の法人又は個人

(2)親事業者の義務及び禁止行為

下請法の適用がある場合の親事業者の義務は、①発注書面の交付義務(下請法3条)、②取引経過書類の作成・保存義務(同法5条)、③下請代金の支払期日を定める義務(同法2条の2)、及び④遅延利息の支払義務(同法4条の2)の4つです。また、親事業者の禁止行為として、①買いたたき、②不当な経済上の利益の提供要請、③不当な給付内容の変更・やり直し、④受領拒否、⑤返品、⑥下請代金の支払遅延、⑦下請代金の減額、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済、⑨割引困難な手形の交付、⑩購入・利用強制、⑪報復措置の11の類型が定められています(下請法4条)。

3. 下請法ガイドラインの改正

(1) 買いたたきとは

今回の下請法ガイドラインの改正対象行為となった行為類型は、上記親事業者の11の禁止行為のうち、「買いたたき」のみです。

買いたたきとは、「下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること」(下請法4条1項5号)です。この、「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価をいいますが、通常の対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、従前の給付に係る単価で計算された対価を通常の対価として取り扱うとされています(下請法ガイドライン第4-5以下参照)。

買いたたきに該当するか否かは、下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断しますが、予測可能性を明示する趣旨のもと、下請法ガイドライン第4-5-(2)では、買いたたきに該当するおそれがある行為類型を定めています。今回の改正は、当該行為類型に係る改正です。

(2) 改正のポイント

今回の改正のポイントは以下の2点です。

まず、第1に、改正前の規定が「原材料価格や労務費等のコストが大幅に上昇したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来どおりに単価を据え置くこと」(改正前下請法ガイドライン第4-5-(2)-ウ)とされていたものが、「労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと」(現行下請法ガイドライン第4-5-(2)-エ)に変更されました。これは、「価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者回答することなく」と、親事業者側から価格転嫁をしない理由について十分な説明がなされないことを要件として付加したものです(以下「改正点①」といいます。)。特に、この説明がなされないで単価を据え置くと、買いたたきに該当するとの推定が働くと考えられるため、留意する必要があります。

第2に、新たに、「労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと」(現行下請法ガイドライン第4-5-(2)-ウ)が追加されました(以下「改正点②」といいます。)。これは、「コストの上昇分の取引価格への反映の必要性」が問題となった場合、形式的な話し合いの場を設けることのみでは足りず、その内容について「明示的に協議すること」を要求したものです。

そのほか、価格転嫁の対象となるコストとして、労務費、原材料価格に加えて「エネルギーコスト」が新たに明記されました。これは、原油価格の高騰を念頭に、エネルギーコストについても適切に価格に転嫁される必要があるとの考え方が示されたものです。

なお、以下の新旧対照表もご参照ください。

現行下請法ガイドライン	改正前下請法ガイドライン
次のような方法で下請代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある。	次のような方法で下請代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある。

<u>(新設)ウ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。</u> <u>エ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。</u>	ウ 原材料価格や労務費等のコストが大幅に上昇したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来どおりに単価を据え置くこと。
---	---

(3)意義

以上のように、買ったときの該当性を判断するうえで重要な指針となる「十分な協議が行われたかどうか」の一要素と思われる「価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく」(改正点①)、及び協議について「明示的に協議することなく」(改正点②)を「労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇」に係る価格転嫁の有無を判断する際に明示することで、買ったときの該当性の判断をより明確にしたものと考えられます。

今回の下請法ガイドラインの改正は、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う原油価格の上昇を原因とする原材料の高騰等を予想して行われたものではないものと思われませんが、今後予想される経済状況にも合致するタイムリーなものとなりました。したがって、今後は特に買ったときの執行が強化されることが想定されますので、下請法の適用を受ける企業は、下請法ガイドラインに定める買ったときの行為類型に一層注意しつつ、経済活動を展開する必要があると思われます。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。
(E-mail: <https://uryuitoga.com/form>)

以上